

古代・中世における文書の整理と保管 — 大規模史料群の伝来の様相 —

加藤友康

はじめに

古代から中世において、発給された文書が、どのような目的で、またどのようにして整理・保管され、今日に伝来したのかという文書の「ライフサイクル」を、太政官の文書・公家史料・荘園文書などに即して検討することは、個々の文書が生成、整理・保管、伝來の諸過程においてどのように機能し、また認識してきたかという文書認識のあり方の解明につながる課題でもある。

「大規模史料群」と称される、例えば正倉院文書（約一万二千点）、東寺文書（約三万点）、そして武家文書としては島津家文書（約一万七千点、その他島津家本約六千五百点、「旧記雑録」三百六十二冊）などが、まとまった形で今日に伝えられている。

文書伝來の要因は、永続的効力による伝来（法的拘束力をもち、土地や財産の証文として保存）、応用上の価値による伝来（施政のための参考資料や歴史的研究をする史料、紙背の利用など）などその伝來の契機が指摘されているが（相田二郎一九四九参照）、現在に伝わる「形」で残されていることの意味を問うこと、即ち時代ごとの文書認識の検討、文書の利用と保存のあり方の考察も必要である。

— 古代における文書の保管と整理

1 律令国家の文書行政と文書管理システム
古代の律令国家においては、文書行政及び文書管理システムが、国家の行政システムの維持に欠かすことのできないものとしてその内部に組み込まれていた。

天平六年（七三四）の「出雲国計会帳」には、「一、二日進上公文七卷 肆紙」の記載に細字双行で「調帳」以下五種の帳簿名が書きあげられている。また「一、同日（九日）、進上公文壹拾捌卷參紙」の記載には細字双行で「大帳二卷」以下十八卷の帳簿と、「主當調庸國司并郡司帳一紙」以下三紙の文書が記されており、計会作業のために中央の太政官（弁官）にこれらの文書が送付されたことが知られる。

このように地方から送付される各種の行政文書や、中央官司で生成される大量の文書は、公式令の規定に則つて整理保存もしくは廃棄されていた。

公式令案成条には、「凡案成者。具條納目。目皆案軸。書其上端云。其年其月其司納案目。每十五日納庫使訖。其詔勅目。別所案置。」とされ、官司ごとに、他官司からの公文と当該官司が作成した本案などの公文書草案等の保管及び収蔵目録を作成すること、またそれらは巻子の形で保管することなどが規定されていた。

また同令文案条には、「凡文案。詔勅奏案。及考案。補官解官案。祥瑞財物婚田良賤市估案。如此之類。常留。以外。年別檢簡。三年一除之。具錄事目為記。其須為年限者。量事留納。限滿准除。」とあり、文書ごとの保管期間と廃棄の時期が定められている。この規定は、後には文書ごとに例示がなされるようになる（表1）。

表1 延喜式にみえる文書の保管規定（今泉隆雄 1998 参照）

	官舎帳・池溝帳 大帳 宮内省被管諸司考選文・親王家令考文 調庸帳・死亡帳・俘囚帳・隠首帳 季帳・諸司返上帳 正税倉付帳・租目録帳・租損益帳 雜任帳	主税式上 主計式下 宮内式 主計式下 主税式上 主計式下
10年		
6年		
3年		
1年		

これらの令の規定が実際にどの程度の規制力を持つていたのかは、木簡や漆紙文書などの出土文字資料からも窺うことがで
きる。秋田城跡から出土した十二号漆紙文書には、文書と文書の間に幅約1センチの継目があり、この継目はそれぞれの文書を整理して保管するために、毎回提出された解文を日付を追つて貼り継いでいったことを示している。この漆紙文書には「神護景雲」（七七〇年）という奈良時代の正式な年号の略式記載「神景」が使われていることから、正式の公文書ではなく書状であらうされ、書状が順次継がれていることから、受け取った官司で貼り継いで一つの巻子にして保管したと考えられている。

これらの令の規定が実際にどの程度の規制力を持つていたのかは、木簡や漆紙文書などの出土文字資料からも窺うことがで
きる。秋田城跡から出土した十二号漆紙文書には、文書と文書の間に幅約1センチの継目があり、この継目はそれぞれの文書を整理して保管するために、毎回提出された解文を日付を追つて貼り継いでいったことを示している。この漆紙文書には「神護景雲」（七七〇年）という奈良時代の正式な年号の略式記載「神景」が使われていることから、正式の公文書ではなく書状であらうされ、書状が順次継がれて

また、公式令案成条では巻子の形で保管し目録を付けることが定められていたことは先にみたが、その手続きによって巻子として仕立てた文書に付された題籤軸木簡（貼り継いだ文書そのものではないが）も出土している。特に国府跡と思われる遺跡から出土している。栃木県栃木市の下野国府跡から出土した四一六九号木簡は、毎年の政を始める儀式を行った際に、それに関する文書をまとめて貼り付けて題籤を付けて整理したがその後不要となり廃棄されたこの時の題籤と考えられている。

また、鳥取県国府町の因幡国府跡で出土した題籤軸木簡には、「仁和二年假文」と記されており、官人の請暇解（休暇申請書）の仁和二年（八八六）一年分をまとめて貼り継ぎ巻子として、それが仁和二年分だと分かるように作成された題籤軸木簡と想定されている。

このように題籤軸が付けられ、文書が整理されていたということを示す木簡が全国各地から出土している。題籤軸の木簡は発掘される事例数も増えており、地方官衙での文書処理のあり方を解明する貴重な史料となっている。

2 廃棄された文書と残された文書

(1) 廃棄された文書

生成した文書が処理されてまとめられていく過程が解明されてきたが、今日われわれが目に見る文書の背後には、実は大量に廃棄された文書があると考えられる。その廃棄された文書について検討することが、次の課題になる。

紙に書かれた文書の場合、廃棄されてしまうとなかなか残りにくいため、と考えられている。

木簡についてはその廃棄のされ方の特徴が明らかにされており、各地方から出土する木簡の中の「文書としての木簡」が特殊な使われ方をしていたということも分かるようになってきている。

地方と中央の間では、調・庸といった都に納める税目の付札として物資とともに都へ送られ、そこで廃棄されるという事例は平城京出土木簡などからその特質が解明されているが、近年の地方出土木簡の検討により、これまで紙の文書では知り得なかつた木簡の移動と廃棄の多様な側面が明らかとなってきた。

木簡の移動と廃棄は、紙の文書と比較した場合、移動という点では共通するが、廃棄という点では、紙の文書は反古から紙背の利用、もしくは素材として紙が再利用（漆紙文書のように漆容器の蓋紙として利用）されるのに対して、木簡は文字通り廃棄される。

次の新潟県の八幡林遺跡（新潟県和島村）出土の一号木簡をみてみた
い。

「郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率」
・「虫大都向参朔告司□率申賜 〈符到奉行 火急使高志君五百嶋／九
月廿八日主帳丈部□〉」

この木簡によれば、青海郷（蒲原郡に所属）の少丁高志君大虫に対して、国府で行われる告朔に参向するようにとの命令が出され、これを伝達する火急の使者として派遣されたのが高志君五百嶋である。この木簡は古志郡で廃棄されており、この木簡の移動を考えると、蒲原郡司の命

によつて召された大虫は蒲原郡から国府が所在する頸城郡まで赴き、蒲原郡に戻る途中古志郡で木簡を廃棄したことを示している。

また廃棄のされ方についても、屋代遺跡群（長野県更埴市）出土二号木簡のように、上端・下端、横から切り込みを入れるという手の込んだ念入りな廃棄作業がみられるものがある。これは木簡が再利用され

いが、この木簡が出土したことにより、符式の形式をとる木簡が呼び出し状だけではなく、過所的な機能も果たしていたと考えることができるようになつてきたといえよう。

また木簡の移動・廃棄の様相は、廃棄された遺跡の性格を検討する素材ともなりうる。山垣遺跡（兵庫県春日町）出土二号・三号木簡の事例がそれである。平川南氏の指摘（平川南一九九五参照）をもとにこの点をみてみたい。

春日部里・竹田里の里長に宛てて、春部君広橋以下二人を召すため作成された郡符木簡が、山垣遺跡で廃棄されている。紙の文書の場合、文書は宛てられた宛先で廃棄されるか、もしくは宛先で保存されると考えられる。しかし、木簡の移動を考慮することにより、山垣遺跡がどのような遺跡なのかを考える手がかりになる。郡家からの命令である氷上郡の符（郡符）が山垣遺跡から出土することは、山垣遺跡で命令を終えて廃棄されたと考えられる。つまり、この三人は郡家に招集されたわけであるから、山垣遺跡は郡の施設に関する遺跡であると考えられるとされるのである。このことは、山垣遺跡出土十一号木簡の「丹波国冰上郡」と記された「封緘」木簡（文書をはさむための木簡）によってより明らかになる。文書は宛先に届くと「封緘」木簡は用済みとなり廃棄される。丹波国から氷上郡にあてて発給した文書がはさまれていたこの木簡が山垣遺跡から出土したことは、この遺跡が郡の施設であつたことを示している。

また廃棄のされ方についても、屋代遺跡群（長野県更埴市）出土二号木簡のように、上端・下端、横から切り込みを入れるという手の込んだ念入りな廃棄作業がみられるものがある。これは木簡が再利用され

る（命令に基づかない物品・人員の徵發を行う）ことを防止するためのものと考えられている。このように木簡の廃棄のされ方によって、文書木簡の機能が明らかとなるのである。

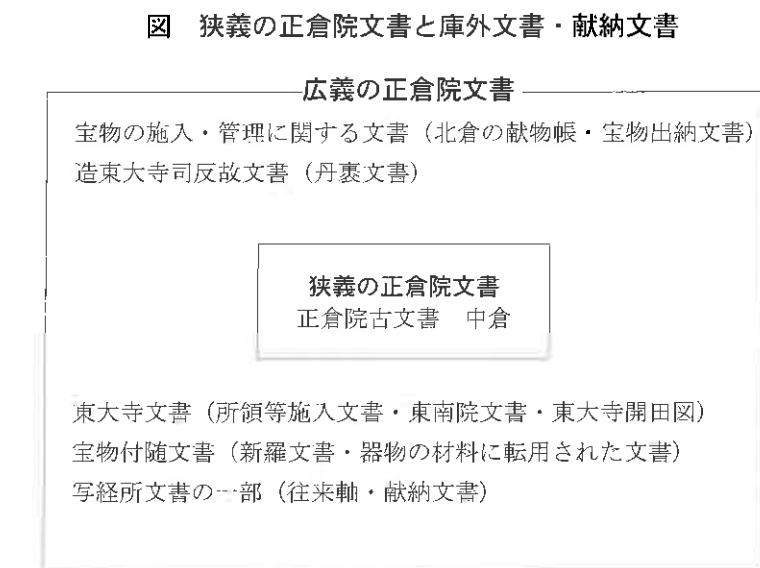
（2）残された文書

では残された文書はどうやって現在伝わっている形で残っているのであろうか。そのことを知るために一つの素材として、正倉院文書についてみていただきたい。

正倉院文書は広義の正倉院文書と狭義の正倉院古文書から成り立つてゐる（図参照）。狭義の正倉院古文書というのは、正倉院の中倉に伝來した文書群であり、それ以外の北倉の献物帳や東大寺関係文書、献物に付隨していた文書などを含めて広義の正倉院文書と称している。

「正倉院古文書正集」は現在四五巻の巻子になつてゐるが、現在われわれがみる形の四五巻に集成されたのは、実は江戸時代のことであることに注意しておく必要がある。天保四年（一八三三）から天保七年までに穗井田忠友によつて、正倉院の調査が行われた時に、大量にあつた文書の中から四五巻の巻子に編成した。忠友は古印に関心があつたため、文書の中から印影が残るものを選んで、職員令の官司順に編成したと言われている。そのために、この段階で少なくとも天保年間まで伝えられてきた正倉院文書という史料群のかたまりは崩されてしまつたことになる。正倉院の文書は、写経事業に関する様々な行政事務処理に関連する帳簿としてあつたが、その帳簿自体が切り裂かれて現在に伝わっているため、われわれが今日見る正倉院の文書はどんなに古くても天保以後のものだということを念頭に置く必要がある。

○二年参考。



一点一点の文書は奈良時代の文書であるが、今日みる形の配列で巻子になつたのは江戸時代半ば以降のことである。そのことによつて一回貼り継がれた文書が一度剥され、剥がされた文書が別の文書と貼り継がれたり、さらに元の文書と貼りなおされたという複雑なものになつてしまつたものがある（石上英一一九九九年参考）。

同様の事例は「東南院文書」についてもあてはまる。十二世紀に東大寺が保管していた文書の整理が行われ文書目録が作成された。そのとき作成された文書目録が次に掲げる久安三年（一一四七）四月十七日付

「東大寺印藏文書目録」（『東南院文書』第五櫃第一七卷、『平安遺文』

二六〇九号）である。

〔表題〕「注進 印藏文書目録 久安三年」

□ □枚 康平六年寺解并所課免除文
一卷 三枚 延曆七年家地施入帳

注進 依召進上印藏文書事

合

御筆勅書一通 封五千戸 天平勝宝元年

（中略）

右、依政所仰進上文書、大略注進如件、

久安三年四月十七日勾当大法師「範賢」

権都維那從儀師「源嚴」

權寺主大法師「淨嚴」

上座 大法師「円尊」

五師 大法師「遼有」

これによれば、久安三年（一一四七）正月に東大寺別當に就任した寛信は、上司の「印藏」から「公驗」や「絵図」などの重書を取り寄せたことが知られる。

また、どのように文書が作成されたかを記しているのが、仁平三年（一一五三）四月二十九日付「東大寺諸莊園文書目録」（『平安遺文』二七八三号）である。

「山城國

玉井庄

一卷一枚 天平宝字四年勅□

□ □枚 同年勅旨所文

右、件印藏文書公驗絵図等、時代推遷、年紀久積、或竹簡朽損、或文字消失、仍為加修補、去久安三年法務法印大僧都被取寄彼文書等、隨則散在文書等、相尋在在処處、分部類加修補先畢、仍欲返送本寺之間、不慮之外遷化者、為貽來葉後房、所記由緒如件、

仁平參年肆月廿九日

（署名略）

これによれば、「竹簡」が朽損しているもの、文字が消えかかっているものを修復するために全ての文書を収集分類し、文書目録を作成したとある。

その文書や目録が収められた五合の「公驗唐櫃」のうちの一つ（檜彩繪花鳥櫃）が正倉院に残されている。この唐櫃の側面には、「公驗辛櫃第一」「勅書 封戸 庄園」「寺務 修造 任符」「奴婢 温室」という四行の銘文が刻まれており、東大寺の「東南院文書」が現在目にすることになりになつたのは、十二世紀中葉であることになる。

さらに、目録が作成された際に作成者寛信によつて、「此第二三惣券、国司郡司寺使皆以同名又同日也、而第二卷者載江沼郡、為異、又坂井郡庄号有相違、今案、同日差分使等、令注過加判歟」などと疑問点が記されている。（仁平元年（一一五二）七月二十三日付「別當法務寛信記」『東南院文書』第三櫃第一八卷）。十二世紀半ばには、必要な文書を選別して不要な文書を廃棄し、あるいはまとめるという作業が行われていた

」とを示している。

寛信の文書整理の特徴は、(1)不要な文書を廃棄し、(2)文書のかたまりごとに、皮筆や錦の袋に入れ、包紙に包み表紙や付箋を付け、(3)折紙を堅紙風にし、封紙や札紙をはずして文書の形態を整え、(4)文書の端裏書や題籠軸を付け、(5)関連文書の案文を作成する方式で行われており（松井輝昭一九九六年参考）、十二世紀段階における利用のための文書整理であつたことが知られる。

「このように東南院文書の原形はこのときの目的に合わせて作り上げられたのであるが、しかし一方では『東南院文書』第三櫃第二六巻・第二七巻、第四櫃第一巻・同四櫃第二巻などには継目裏花押が連続せず、料紙の傷み方や滲みのずれなどが異なるものもあり、寛信による十二世紀の整理以前に文書が散逸していた可能性を念頭に置く必要もある。

二 王朝国家期～中世における中央諸官司・「家」の文書管理

1 官司・「家」における文書の管理

では、寺以外の文書はどうなつていたのであるうか。現在まで伝えられる公家の文書は必ずしも多くはないが、古記録などから知ることができる。

『小右記』寛仁三年（一〇一九）十一月九日条には、「小野宮并莊園・牧・厩及男女・財物・惣家中雜物織芥不遺充給女子千古了、注文書預給了、（中略）至官文書・累代要書・御日記等追可相定、女子若産男子為与彼暫不定充而已」とみえ、藤原実資が娘に所領・財物を譲り渡したことが記されている。この中で「官文書」「累代日記・御日記」については譲ることを留保しているが、実資が「官文書」と呼ばれる「公」文書

を保管していたことを示している。

さらに『玉葉』安元三年（一一七七）四月二十九日条には、同年の京都大火で官務家小梶隆職の「官中文書」が全部焼けてしまつたことは、「我朝衰滅」だと九条兼実が表現し、政府の記録が払底したことを嘆いている記載がある。この史料からは、朝廷の政務に関する文書・記録が個々の役人の「家」に保管されているということ、しかもどの「家」でどのような文書が保管されているかは広く知られていたことが判明する。

九世紀前半には、「官底」（弁官局の文庫）・「局底」（外記局の文庫）のように諸官司の「底」と呼ばれるところで文書が保管されていた。松井輝氏によれば、十世紀後半になると諸官司の「底」における文書保管機能が低下したために、個々の貴族の家で保管されることになり、(1)特定の「家」に文書の保管を請け負わせる、(2)政務担当者自らが関係した諸々の文書を保管する、(3)貴族層の中に様々な情報を日記に記し後代に伝える「日記の家」が成立する、という様々な保管・伝来の形態となるようになるとされる（松井輝昭一九九六年参考）。

正治二年（一二〇〇）二月二十八日付「勸修寺經房処分状案」（『鎌倉遺文』補三五八号）は、吉田経房によつて文書が処分されたときの記録であるが、ここには「家記以下隨分秘書入力文等」と「累代雜文書」に区分された文書がみえ、前者は私的なもので嫡子資経らに分け与え、後者は「朝家之重器」なので「吉田倉」に安置し、堂（淨蓮華院）の「宝物」とせよと記されている。公的な性格の文書と私的な文書を区別し、独自に保管することが記されているが、保管に際して公的文書は朝廷の政についての重要な文書であるという意識が記されている。

2 中世における文書の管理と伝来

けて整頓したことが指摘されている（相田二郎一九四九参考）。

中世においては、「中世的文書主義」ということが指摘されている。「これは、「所持する文書」によってのみ、所領の「知行」「売買」「寄進」「譲渡」などの正当性が保証される法体制・法意識であり、十一世紀から十二世紀にかけて成立したとされる（山田涉一九八三・松井輝昭一九九六参考）。中世的売券が成立し、売券や譲状に「手継」（代々の証拠文書を張り継いだもの）をそえることが慣例化する（手継証文の成立）、文書の宛所が、様式上の宛所から実質的な権利保持者に変化するという三つの変化を示すとされる。

このような「中世的文書主義」の延長に武家文書のかたまりが伝來する契機がある。武家文書を伝えていく方法にはいくつかのパターンがあると言われている。鎌倉時代以来の地頭の系譜をひき、江戸時代以降も存続した「家」の場合、戦国時代以前の文書については、「公驗」や譲状が中心であり、所領保全のために重書として代々の嫡子が伝領していた。所領をめぐる訴訟が契機となつて、目録の作成も行われた。一方、戦国時代の文書については、差出人ごとに包みで保管していた。戦国時代に入つて登場した「家」の場合、主君との関わりがわかる文書や私的な書状が残されるが、これらは戦国時代には現用の文書であり、江戸時代に入つて「古文書」として年代を追つて再整理が行われ、巻子に仕立てられ保存されるようになつたと言われる（松井輝昭一九九六参考）。

慶長五年（一六〇〇）・寛文十年（一六七〇）年の吉川家の文書整理のあり方については、一二六八通を三一巻に編成した際に、家系の上で正統と庶流との二流を極めて微細に截然と分けて、古文書をその両派に分

三 近世における文書の整理とその管理

近世における文書の整理とその管理については、保存年限について規定したものは見当たらないといわれている。幕府の文書管理は、集中管理ではなく分散管理として各組織がそれぞれに管理していたようである（福井保一九七七参考）。

藩の文書管理については、藩の一部局で作成・授受された文書は政務の処理がなされたのちに、そのまま集積されるあるいは破棄されるが、残された書類が累積していくと、法令集・先例集として整理・編纂されたとされる。各部局の集積書類は、ある段階から、藩全体として、時には専門部局を設けて整理・編纂され、これらの記録史料を基に歴代公記

表2 文書目録の文書名と現存文書（加藤友康 1999 参照）

や藩史が編纂され、明治以降の家史編纂の事業が行われる（高橋実一九九六参照）。岡山藩の事例では、「留方」という独立した機構が設置され（のちに記録方→国史局→藩史方と名称変更）、留帳が作成されたことが指摘されている（中野美智子一九九三参照）。

薩摩藩の場合には、近世における島津家文書の整理と伝存の事情については、五味克夫氏が記録所について検討するなかすでに言及されている（五味克夫一九七九参照）。

島津家文書について、どのようにして今のかたまりになつたのかといふことについて、最後に触れておきたい。東京大学史料編纂所は、『大日本古文書』として『島津家文書』を編纂し、黒漆特二番箱、黒漆塗第一番箱、黒漆塗第三番箱、黒漆塗第二番箱の一部を刊行してきたが、二〇〇一年には島津家文書全体のマイクロフィルム撮影を進め、一六四四マイクロフィルムのライブラリとして刊行した。その事業を担当した山本博文氏による「解題」をもとにいくつかの事例を紹介しておきたい。

現在に伝わるような形の黒漆塗箱の一部が成立したのは、慶安二年（一六四九）年に遡る。表3として掲げたものは、『東京大学史料編纂所所蔵『島津家文書』解題（解説）』に収められた「箱目録」であるが、黒塗特二番箱と記された手鑑・巻子に装幀された現在の黒漆塗箱八箱（一・二・十・十一・十四・十五・二十一・二十二）が成立している。また、黒漆四十八番箱は安永七年（一七七八）に（「三拾七番より六十四番迄御文書目録」（六三一四一四一）による）、戦国期から近世初期にかけての島津家当主宛の書状が收められた小箱四十九番箱は、加久藤の仮屋にあつた文書を黒漆塗第四十八番箱に統くものとして、安永八年（一七七九）七月に成卷、装幀される（同上）など、その来歴・成卷の時期

が知られる。

詳細は『解題』に譲るが、いくつかの段階を経て現在に伝わるそれぞれの箱が成立する事情が窺える。現在に伝えられるかたまりは、同時に成立したものではなく諸段階を追つてまとめられてきたものであることに留意しておくべきである。

表3 島津家文書の箱目録（東京大学史料編纂所所蔵『島津家文書』解題（解説））

番	名	番 法面(幅×奥×高さ cm)	説	考
1	黒塗 特二番箱	82.9 × 63.8 × 45.8	内箱(縦77.1 × 横58.3 × 高さ39.4)あり 箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内一巻」	
2	黒塗 第一番箱	81.1 × 60.6 × 33.4		
3	黒塗 第二番箱	87.2 × 68.9 × 49.8	箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内一巻」	
4	黒塗 第二番箱	81.1 × 59.7 × 33.5		
5	黒塗 第二番箱	59.2 × 40.6 × 26.3	箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内三巻」	
6	黒塗 第二番箱	58.9 × 40.8 × 25.8	箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内四巻」	
7	黒塗 第二番箱	58.6 × 40.0 × 28.5		
8	黒塗 第二番箱	58.5 × 40.3 × 22.5		
9	黒塗 第十四番箱	59.2 × 32.8 × 28.8	箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内七巻」	
10	黒塗 第十六番箱	58.6 × 40.8 × 28.0		
11	黒塗 第十五番箱	59.2 × 32.4 × 29.0	箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内八巻」破損小	
12	黒塗 第十七番箱	58.4 × 39.9 × 28.4		
13	黒塗 第十八番箱	58.5 × 39.0 × 27.5	破損小	
14	黒塗 第十九番箱	59.0 × 41.1 × 24.3	破損中	
15	黒塗 第二十番箱	58.2 × 32.5 × 28.5	箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内五巻」	
16	黒塗 第二十番箱	57.8 × 31.7 × 28.5	箱書「慶安二年己未五月吉辰 御文書之手鏡箱 八 内六巻」	
17	黒塗 第二十二番箱	58.7 × 41.3 × 28.5		
18	黒塗 第二十三番箱	59.0 × 42.3 × 29.0		
19	黒塗 第二十四番箱	79.2 × 59.0 × 35.0		
20	小箱 四十九番箱	60.4 × 48.2 × 20.6	箱書「御文書」	
21	中箱 四十九番箱	75.3 × 39.2 × 43.1		
22	長持 四四上	125.0 × 70.2 × 68.8		
23	小箱 一番箱	66.0 × 84.2 × 48.7		
24	白木一一番箱	62.0 × 24.7 × 24.5		
25	白木一一番箱	66.5 × 29.5 × 23.5		
26	白木一一番箱	62.3 × 27.2 × 24.7		
27	白木一一番箱	64.8 × 27.8 × 21.8		
28	白木九番箱	68.2 × 29.5 × 40.0		
29	白木一一番箱	72.9 × 45.2 × 32.5	箱書「白木御文書拾合」	
30	白木一一番箱	68.0 × 41.3 × 26.6		
31	白木一一番箱	68.2 × 44.8 × 33.5	箱書「白木御文書始末」	
32	白木十三番箱	66.5 × 43.0 × 35.3		
33	白木五番箱	67.0 × 36.5 × 30.5		
34	白木所三番大箱	65.5 × 83.3 × 49.5		
35	白木所四番大箱	65.0 × 84.0 × 48.0		
36	系団 家譜旧所五番箱	73.0 × 49.3 × 78.5		
37	系団 家譜二十四番箱	56.4 × 105.4 × 44.5		
38	系団 二十五番箱	56.2 × 73.3 × 35.8	箱書「島津氏支流譜」	

島津家文書の本来の構成やあるまとまりが成立したときに果たしていいた機能を考察するためには、それそれがどの段階で成立したのかの検討を抜きに論することはできないであろう。この検討のためには、現にある史料群としてのかたまりと諸段階で作成された各種目録との比較検討が必要である。

天保頃に成立しそれ以後も加筆され記録所の文書台帳として使用された江戸期の目録類（『老番より八番迄御文書目録』（六三一四一）・『御文書目録自九番上箱至武拾三番箱』（六三一四一）・『三拾四番より三拾六番』（六三一四一）・『三拾七番より六十四番迄御文書目録』（六三一四一）・『御文

『御文書目録』(六二一四一三)・『三十七番より六十四番迄御文書目録』(六三一四一四一)と、明治期に島津家家記編集方で作成された明治段階の島津家文書の姿を伝えているとされる目録(『御文書目録』4冊(島津家本Ⅱ一一四一九))を比較することによって、箱のレベルではあるが、江戸期にはあって明治期にはみられないもの、あるいは明治以降に成立した箱などがあり、島津家文書の構成を考察するための貴重な史料情報を引き出すことができる。

文書の整理と文書目録作成の考察は、どのような過程を経て、現在のかたまりで文書が存在しているのかを検討する有効な作業であるとともに、文書整理や文書目録作成の契機・動機を探ることによって、それぞれの時期に個々の文書が果たしていた機能を明らかにする方法の一つでもある。現在に伝わらない文書を含めて、「大規模史料群」のなかの文書として個々の文書を位置づけることを抜きにしては、個々の文書を語ることはできないであろう。

【参考文献】

- 相田 二郎『日本の古文書』上 岩波書店 一九四九年
石上 英一「正倉院文書目録編纂の成果と古代文書論再検討の視角」石上英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論—正倉院文書と木簡・漆紙文書』東京大学出版会 一九九九年
今泉 隆雄「文書木簡の廃棄と計会制度」『古代木簡の研究』吉川弘文館 一九九八年
加藤 友康「平安時代の文書とその機能」前掲『古代文書論』一九九九年
五味 克夫「薩藩史料伝存の事情と事例」『鹿大史学』二七 一九七九年

高橋 実「近世における文書の管理と保存」安藤正人・青山正幸編『記

録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会 一九九六年

中野美智子「岡山藩政史料の存在形態と文書管理」『吉備地方文化研究』五

一九九三年

西 洋子『正倉院文書整理過程の研究』吉川弘文館 一〇〇一年

平川 南「郡符木簡—古代地方行政論に向けて」虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館 一九九五年

廣田 浩治「文書の所持と機能からみた中世武士団」河音能平編『中世文書論の視座』東京堂出版 一九九六年

福井 保「江戸幕府の記録類」『内閣文庫書誌の研究』青裳堂書店 一九七七年

松井 輝昭「古代・中世における文書の管理と保存」前掲『記録史料の管理と文書館』一九九六年

山口 英男「正倉院文書を復原する」朝日新聞社『週刊朝日百科 皇室の名宝』〇五 一九九九年

山田 渉「中世的土地位所有と中世的所有権」一九八三年度歴史学研究会

大会特集『東アジア世界の再編と民衆意識』青木書店 一九八三年

山本 博文「東京大学史料編纂所所蔵『島津家文書』解題(解説)」丸善株式会社 二〇〇一年

(付記) 二〇〇二年二月二日に黎明館で行った講演「古代・中世における文書の整理と保管」をもとに文章化したものである。

